

上代継町内会会則

(名称)

第1条 本会は、上代継町内会と称する。

(目的)

第2条 本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の会員相互の連絡に関すること。
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備に関すること。
- (3) 所有する資産及び受託した施設の維持管理に関すること。
- (4) 福利、厚生に関すること。
- (5) 防火、防災、防犯及び交通安全に関すること。
- (6) 文化、体育、レクリエーション等に関すること。
- (7) その他目的達成に必要なこと。

(区域)

第3条 本会の区域は、あきる野市上代継169番地から442番地まで、及び下代継の一部の区域とする。ただし、西秋留小学校北側の上代継の区域を除く。

(主たる事務所)

第4条 本会の主たる事務所は、会長宅に置く。

(会員等)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる。ただし、表決権等は有しないものとする。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人から別に定める退会届が会長に提出された場合

会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

(事業)

第9条 本会は、目的達成のため次の部を設け事業を行う。

(1) 総務部

ア 防災、防犯、交通安全、環境の整備及び会員相互の連絡等自治全般に関すること。

イ 新年顔合わせに関すること。

ウ 盆踊りに関すること。

(2) 郷土芸能部

ア 春祭りに関すること。

イ 秋祭りに関すること。

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

1 本部所属役員 (以下「本部役員」という。)

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

(3) 会計 若干名

(4) 庶務 若干名

(5) 監事 2名

2 第9条に基づく役員 (以下「第9条役員」という。)

(1) 部長 各部 1名

(2) 副部長 各部 2名

(3) 会計 各部 2名

(4) 各部委員 各隣組から各1名 (正副部長及び会計を含む)

3 隣組長 各隣組から1名

4 本部に町内会活動協力ボランティアを置くことができる。

(役員の選任)

第11条 本部役員は、総会において選任する。選出の方法は、別に定める。

2 監事は、会長、副会長、会計及び庶務を兼ねることができない。

3 第9条役員は、各隣組から選任する。選出の方法は、別に定める。

4 隣組長は、各隣組から選任する。

(役員の職務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。

4 庶務は、各会議の議事その他を記録し、業務実施を推進する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。

(2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

- 6 各部長は、部を総括し、事業計画に基づいて事業の実施を図る。
- 7 各副部長は、部長を補佐し、事業遂行に努める。
- 8 各部会計は、部の経理を担当し、事業実施の円滑を図る。
- 9 各部委員は、事業遂行のため協力し、一般会員に告知徹底を図る。
- 10 隣組長は、隣組を代表し、町内会活動の円滑な運営に協力する。
- 11 本部役員は、事業計画に基づいて総務部及び郷土芸能部に属さない事業を担当する。

(役員の任期)

- 第13条 本部役員の任期は、1期2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 第9条役員の任期は、1年とし再任を妨げない。
 - 3 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(会議)

- 第14条 会議は、次の通りとする。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 部会

(総会の種別)

- 第15条 本会の総会は、定期総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

- 第16条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

- 第17条 総会は、この会則に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

- 第18条 定期総会は、毎年度決算終了後3か月以内に開催する。

臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は会員の5分の1以上若しくは監事から第12条第5項第4号の規定により請求があったときを開催する。

(総会の招集)

- 第19条 総会は、会長が招集する。

会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その請求があつた日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

- 第20条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

- 第21条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第22条 総会の議事は、この会則に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第23条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

重要事項である会則の変更、町内会の解散及び財産処分の議決以外の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、一世帯1票とする。

(総会の書面表決等)

第24条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第21条及び第22条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第25条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印をしなければならない。

(役員会)

第26条 役員会は、会長、副会長、会計及び庶務で構成し、会長が招集する。

(役員会の権能)

第27条 役員会は、次の事項を議決する。

(1) 総会に付すべき事項に関すること。

(2) 総会の議決した事項の執行に関すること。

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

(役員会の議長)

第28条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第29条 役員会には、第21条、第22条、第24条及び第25条の規定を準用する。

この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(部会)

第30条 各部会は、会長、副会長、会計、庶務及び各部委員で構成し、会長の承認を得て部長が招集する。

(部会の議長)

第31条 各部会の議長は、部長がこれに当たる。

(弔慰金)

第32条 会員が死亡したときは、別に定める弔慰金を贈る。

(表彰)

第33条 本会の功労者に対する表彰については、別に定める。

(資産の構成)

第34条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 別に定める財産目録記載の資産

(2) 会費

(3) 活動に伴う収入

(4) その他の収入

(資産の管理)

第35条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第36条 本会の資産で第34条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において4分の3以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第37条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第38条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第39条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第40条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会則の変更)

第41条 この会則は、総会において会員の4分の3以上の議決を得、かつ、あきる野市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第42条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第43条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

(備付け帳簿及び書類)

第44条 本会の主たる事務所には、会則、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他の必要な帳簿及び書類を備えておかなければならぬ。

(委任)

第45条 この会則の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、役員会が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成28年 月 日から施行する。
- 2 この会則の施行と同時に旧上代継町内会会則は廃止する。
- 3 この会則の施行に際し、現に在職する役員の任期はその任期の満了までとする。
- 4 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第38条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 本会の設立初年度の会計年度は、第40条の規定にかかわらず、この規約の施行日から平成29年3月31日までとする。